

平成30年9月26日

北海道行政書士会会員 各位

北海道行政書士会 業務企画部

外国人サポートセンター長

北村 資暁

外国人サポートセンターについて

日頃より北海道行政書士会（以下「本会」）の業務推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、外国人サポートセンター（以下「センター」）では、外国人の急増や今年度に見込まれる大きな制度改正等に対処するため、活動にご協力をいただける会員を登録相談員として継続的に募集しております。要項をご確認の上、是非積極的なご参加をお願いいたします。

ご検討の程よろしくお願ひ申し上げます。

記

添付書類

1. 外国人サポートセンターの概要と利用方法について
2. 外国人サポートセンター登録相談員登録申請書

以上

平成30年9月26日

外国人サポートセンターの概要と利用方法について

北海道行政書士会 業務企画部

外国人サポートセンター

1 名称

外国人サポートセンター（北海道行政書士会業務企画部内の専門委員会）

2 設立経緯と今後の取り組みについて

当センターは、急速に国際化が進む日本国内において、外国人からの相談を受け付けることの多い自治体、企業、関連団体等が、自分たちが相談できる信頼のおける専門家が組織的に対応する窓口を必要としているという声にお応えするために設立されました。前身となったのは国際業務に総合的に取り組むことができる専門員の育成を目的とした国際業務専門員ワーキンググループです。

当センターの取り組みについて、当面は周知活動に努めて実績を作りつつ、当該業務に対応できる会員の増加、専門知識の醸成等に取り組み、将来的には利用対象者を外国人本人等にも拡大できるよう取組んでまいります。

3 構成員

センター長 1名（業務企画部長と兼務）、運営委員 6名（平成30年9月時点）

4 相談対象者

- ・外国人を雇用したい企業等（行政機関を含む。以下同じ。）
- ・外国人の在留資格にかかる手続きにお困りの企業等
- ・外国人の技能実習生について知りたい企業等
- ・外国人の相談を受けた企業等

※現状、外国人本人、会員、一般市民等からの直接の相談は想定しておりません。

5 想定している相談の内容

- ・外国人の在留手続きに関する一般的な相談
- ・企業等が外国人を雇用する際の入管手続きの一般的な相談
- ・入管法や入管手続きについての質問

- ・外国人技能実習生についての質問
- ・その他行政書士法に定められた範囲での相談

6 利用方法と申込み後の流れ

①利用対象者から北海道行政書士会外国人サポートセンターに電話で相談。

(受付対応は毎週木曜日の午後1時から4時まで)

②受付内容をセンター長に転送。

③センター長は内容を精査・検討し、運営委員と協議の上、登録相談員のリスト（現在作成中）等から候補者を選定して打診（センターの役割はここまで）。

④対応を受諾した登録相談員から相談者へ連絡して対応。以降、受任の可否も含めて直接やり取りをしていただきます。

7 費用

相談受信以降、登録相談員を決定するところまでは無料。以降は、相談内容に応じて、登録相談員たる行政書士の事務所の報酬規定によります。

8 その他

当面の受付は電話のみです。ファックス番号、メールアドレス、ホームページの設置は将来の課題とさせていただきます。

【相談 窓口】

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番6 北海道行政書士会館

北海道行政書士会 外国人サポートセンター（受付は同事務局）

電話番号 011-221-1221

受付日時 年末年始を除く毎週木曜日（木曜日が祝日の場合は翌週以降にご連絡お願いします。）

午後1時 ～ 午後4時

外国人サポートセンター登録相談員募集要項

外国人サポートセンターでは、外国人サポートセンター登録相談員（以下「相談員」）を募集いたします。

外国人サポートセンター登録相談員の概要

相談員とは、外国人サポートセンター（以下「センター」）に備える相談員のリスト（以下「リスト」）に登載された北海道行政書士会（以下「本会」）会員をいいます。センターでは外国人に関する相談を受け付け、その内容、対応地域等を考慮してリストに登載された相談員の中から最適な方を選定して相談者を紹介します。相談員は速やかに相談者に連絡を取り、以降は直接やり取りをしていただきます。

募集の概要

以下の要件を満たした会員から相談員の申込みがなされた場合に、センターが内容を検討した上で、リストに登載いたします。

1) 相談員の要件

本会の会員で、外国人に関する業務を現に行っている者。

2) 登載を認めない事由

- ①北海道知事若しくは北海道行政書士会会長より処分を受け、また処分を受けることがなくなってから5年以上経過していない者
- ②北海道行政書士会の会費を滞納している者
- ③行政書士でない、もしくは行政書士でなくなった者
- ④募集時に提出すべき書類を提出しなかった者

上記のいずれかに該当する場合はリスト登載を認めません。なお、登載後に上記事由に該当するようになった場合は登載を削除します。

3) 募集の流れ

- ①相談員になろうとする会員は、必要書類をセンターに提出してください。募集は随時受け付けます。必要書類は「外国人サポートセンター登録相談員申込書」とします。
- ②センターにて書類を審査します。なお、場合によっては追加の提出書類をお願いする場合がございますのでご了承ください。そして要件を満たした者についてはリストに登載したうえでその旨を通知します。
- ③以降、相談に対応できるかどうかセンターより連絡があった場合は、適切に対応をお願いいたします。

以上

外国人サポートセンター登録相談員申込書

北海道行政書士会
会長 宮元 仁 殿

平成 年 月 日

事務所 〒

氏 名

職印

会員番号

私は、外国人サポートセンター登録相談員募集要項の内容を了解した上で、北海道行政書士会業務企画部外国人サポートセンターが募集する登録相談員としての登録を希望するため申し込みます。

事 務 所 名	
電 話 番 号 其 他 連 絡 先	
支 部 名 (該当箇所をチェック☑)	<input type="checkbox"/> 札幌支部 <input type="checkbox"/> 函館支部 <input type="checkbox"/> 小樽支部 <input type="checkbox"/> 空知支部 <input type="checkbox"/> 旭川支部 <input type="checkbox"/> 網走支部 <input type="checkbox"/> 室蘭支部 <input type="checkbox"/> 苫小牧支部 <input type="checkbox"/> 日高支部 <input type="checkbox"/> 十勝支部 <input type="checkbox"/> 釧路支部 <input type="checkbox"/> 根室支部
対 応 可 能 言 語 ※ 1 (該当箇所をチェック☑)	<input type="checkbox"/> 日本語のみ <input type="checkbox"/> 英 語 <input type="checkbox"/> 中国語 <input type="checkbox"/> 韓国語 <input type="checkbox"/> ロシア語 <input type="checkbox"/> その他 ()
申 請 取 次 行 政 書 士 と し て の 登 録 の 有 無	有 ・ 無 (「有」の場合は登録番号を記載して下さい。) 届出済証明書登録番号 札(行)第 - 号
外 国 人 関 連 業 務 の 実 績 (該当箇所をチェック☑)	(これまでに5件以上行ったことのある業務に☑を記入して下さい。) <input type="checkbox"/> A. 在留手続 (技術・人文知識・国際業務、技能、介護など) <input type="checkbox"/> B. 在留手続 (日本人の配偶者等、家族滞在など) <input type="checkbox"/> C. 在留手続 (特定活動、定住者、高度専門職など) <input type="checkbox"/> D. 在留手続 (永住許可申請) <input type="checkbox"/> E. 在留手続 (資格外活動許可申請、再入国許可申請など) <input type="checkbox"/> F. 技能実習手続 (認定申請、在留手続 (技能実習)) <input type="checkbox"/> G. 会社設立手続 (外国人会社設立、在留手続 (経営・管理)) <input type="checkbox"/> H. 帰化許可申請 <input type="checkbox"/> I. その他 ()

登録相談員対応 希望業務 ※ 2	対応希望業務（上記A～Iの中から2つ選んでください。） () ()
外国人技能実習生の法的保護情報講習の講師の経験 及び対応の可否	外国人技能実習生の法的保護情報講習の講師の経験 有・無 外国人技能実習生の法的保護情報講習の講師の対応 可・否
そ の 他 (P R ・ 実 績 概 要 等)	

※1 日本語以外の言語の能力を必須としているわけではありません。

※2 対応希望業務で選択したもののみが相談の対象となるわけではありませんが、希望業務から優先してご連絡する予定であります。